

静岡労働局は「パートナーシップ構築宣言」浸透に努めています！

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、

「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。



共同宣言式の様子（令和5年6月7日）

【参画機関】

- ・ 静岡県
- ・ 関東経済産業局
- ・ 静岡財務事務所
- ・ 静岡労働局
- ・ (一社)静岡県商工会議所連合会
- ・ 静岡県商工会連合会
- ・ 静岡県中小企業団体中央会
- ・ (一社)静岡県経営者協会
- ・ 静岡経済同友会（静岡協議会、浜松協議会、東部協議会）
- ・ 静岡県中小企業家同友会
- ・ 日本労働組合総連合会静岡県連合会

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 本社（経営トップ）の関与
- 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 相談窓口を活用して、積極的に情報を収集
- 行動② 価格交渉時の根拠資料は公表資料を用いる
- 行動③ 値上げ要請に比較的優位なタイミングなどの機会を活用
- 行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 行動① 定期的なコミュニケーション
- 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

【取組事例等を含めた詳細はこちら】

公正取引委員会 ホームページ



・ 厚生労働省（静岡労働局）の支援施策
相談窓口・違反申告・通報窓口は、
裏面をご覧ください。

厚生労働省（静岡労働局）における賃上げに向けた支援施策

最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！

業務改善助成金

生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。



賃金引き上げ特設ページ

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善などに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定等の取組を支援します。



社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！

静岡働き方改革推進支援センター

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

相談・違反申告・通報窓口

事業主の皆さま

静岡よろず支援拠点

各都道府県に設置され、静岡県では静岡商工会議所が実施機関となり、経営上のあらゆるお悩みの解決に向け、何度でも助言・支援いたします。



下請かけこみ寺

全国48か所に設置され、静岡県では（公財）静岡県振興財団に設置されており、取引上の悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



下請け事業主の皆さま

「下請法」で禁止されている行為に係る違反申告はこちら

- 買ったたき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 下請代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 商品の受領拒否

公正取引委員会



中小企業庁



物流事業者の皆さま

「独禁法（物流特殊指定）」で禁止されている以下のような行為に係る違反申告はこちら

- 買ったたき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請

公正取引委員会



建設下請負人の皆さま

「建設業法」で禁止されている以下のような行為に係る違反通報窓口はこちら

- 下請代金の支払い遅延
- 不当な低い請負代金
- 不当な使用資材の購入の強制
- 著しく短い工期の設定

駆け込みホットライン
TEL. 0570-018-240
ナビダイヤルの通話料は発着者の負担となります。
受付時間 10:00~12:00 13:30~17:00
（土・日・祝祭日・銀行休業日を除く）
FAX. 0570-018-241
E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp